

令和7年度 徳島支部の収支

(百万円)

	収 入					
	保険料収入		その他収入			
		一般分		債権回収 以外	債権回収	
全 国 計	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501	11,101,881
徳 島	67,215	67,206	286	184	102	67,500

支 出																
医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）							現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）	その他支出	令和5年度の 収支差の精算	令和5年度のインセンティブ			
医療給付費（国庫補助を除く）					年齢調整額	所得調整額										
(A) - (B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)														
		令和5年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)													
5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲10,351	10,422,374
36,771	39,953	39,953			▲704	▲2,478	3,338	21,214	1,140	491	310	696	▲163	62	▲225	63,795

	収支差		
	全国平均分	地域差分	
全 国 計	679,508	679,508	-
徳 島	3,706	3,946	▲240

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。

5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。

6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。

7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりをうる。